

八郎湖の湖沼法指定／「わが湖」復活の好機に

谷口吉光（秋田県立大学）

昨年12月、八郎湖が湖沼法の指定を受けた。「湖沼法」とは「湖沼水質保全特別措置法」のことで、水質改善が進まない湖沼を特に指定して、対策を強化しようという法律だ。これまで全国で琵琶湖や霞ヶ浦をはじめ10の湖沼が指定されており、八郎湖は11番目、東北では宮城県の釜房湖に次いで2番目の指定ということになる。

今回の湖沼法指定をどう考えたらいいのだろうか。悪く考えれば、八郎湖の水質悪化が全国に知られ、それが地域製品のイメージダウンにつながるのではないかという心配がある。しかし、3年連続のアオコ大発生や、昨年八郎湖の水質が全国の湖沼でワースト3だったという事実を考えると、私は湖沼法指定を前向きに受けとめ、八郎湖の再生に地域ぐるみで立ち上がる好機ととらえるべきだと思う。

その際に、次の3点が重要になるだろう。第一は農業排水対策だ。水田から出る農業排水（濁水）には、肥料や田の泥に含まれていた窒素、リンや有機物が溶け込んでいる。これが八郎湖に流れ込んで水質悪化の大きな原因になっているのだ。幸い、直播、無代かき、浅水代かき、冬期湛水不耕起など水田濁水を減らす農法が研究・実践され始めている。これらを大いに普及させる必要がある。

第二に、八郎湖にはこれまで流れ込んだ窒素やリンがすでに大量に蓄積されている。こうした栄養分が多すぎることがアオコなどの原因になっているので、これらを湖から取り出さなければならぬ。そのために湖岸にヨシ原を還元しそのヨシを刈り取って堆肥やヨシズに利用するとか、湖水の透明度を上げて水草を再生させ、その水草を取り出して利用するとか、漁業を盛んにして魚を湖から取り出すなどの努力が必要になる。一言でいえば、八郎湖を中心にして循環型農業や地産地消を復活させるのだ。

第三に、何よりも八郎湖と私たちのつながりを取り戻すことだ。干拓以前の八郎湖の暮らしを知る人は、湖で泳いだり、シジミをとったりしたことを今でもとても楽しそうに語る。干拓以前の八郎湖には豊かな漁業資源があり、たくさんの漁師が住み、湖上を渡って対岸との交通や交易の道があり、八郎太郎伝説など独得の信仰があった。八郎湖は地域の共有財産であり、人々の心のよりどころであった。

しかし、干拓によって湖と人のつながりは断ち切られ、八郎湖はコンクリートで湖岸を覆われ、訪れる人もほとんどいないさびしい場所になってしまった。これではいけない。湖沼法で求められているのは八郎湖の水質を国の環境基準まで改善することだが、八郎湖再生をめざすためには、それだけにとどまらず、豊かな自然の再生と湖と人のつながりの復活、一言でいえば「わがみずうみ」の復活まで進まなければならないだろう。

（朝日新聞「あきた時評」 2008年1月30日掲載分を加筆・修正）